

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の予定の公表

平成22年度 市単 室戸市児童遊園維持管理委託業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約により契約を締結するので、室戸市契約規則第31条の3 第1項の規定により次のとおり公表する。

平成22年7月30日

室戸市長 小松 幹 侍

記

(1)物品又は役務の名称及び数量	平成22年度 市単 室戸市児童遊園維持管理 委託業務 草刈面積 3,181㎡
(2)契約者の決定方法及び選定基準	見積金額が予定価格を下回ったとき。 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定するシルバー人材センター連合若しくは、シルバー人材センターであること。
(3)見積書の提出場所及び提出期限	室戸市福祉事務所 平成22年8月5日午後2時
(4)契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	室戸市福祉事務所 室戸市浮津25番地1